

今後の石綿飛散防止の在り方の方向性

(案)

I 背景

1 これまでの経緯

- ・石綿は、安価で耐火性、耐熱性、防音性など多様な機能を有していることから昭和 30 年頃から使用が一般化し、高度成長期を中心に多用されてきた。しかし、石綿のばく露から数十年を経て中皮腫や肺がん等の重篤な疾病を発症させるという健康影響が社会問題となり、石綿を使用する製品の製造が順次禁止され、現在では全面的に新たな使用は禁止されるとともに、石綿を使用した建築物の解体等工事に伴うばく露防止や一般大気環境中への飛散防止対策の強化が図られてきた。
- ・「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号。以下「大防法」という。）においては、平成元年の改正により、石綿が人の健康に係る被害を生ずるおそれのある粉じん（特定粉じん）として位置付けられ、平成 7 年の阪神・淡路大震災により倒壊したビルの解体等工事に伴って石綿が飛散する問題を受けた平成 8 年の改正により、石綿が使用されている建築物等の解体・改造・補修（以下「特定粉じん排出等作業」という。）に係る規制が導入された。
- ・導入当初は、吹付け石綿を対象に、一定規模以上の建築物について、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事（以下「特定工事」という。）の施工者（建設工事の受注者及び自主施工者。以下同じ。）に対し、都道府県等への特定粉じん排出等作業の実施の届出及び特定粉じん排出等作業に係る規制基準（隔離、集じん・排気装置設置等の石綿の飛散防止の措置を含む。以下「作業基準」という。）の遵守等が義務付けられたが、平成 17 年の大防法政省令改正により、規制対象の特定建築材料に石綿を含有する保温材、耐火被覆材及び断熱材が追加されるとともに規制対象の建築物の規模要件が撤廃され、平成 18 年の大防法改正により工作物についても規制の対象となった。
- ・その後も、建築物の解体現場周辺等におけるモニタリング調査において、不適正な取扱い等に伴う石綿の飛散事例が散見されたこと等を踏まえ、平成 25 年の改正により、①特定粉じん排出等作業の実施の届出義務者の施工者から発注者への変更、②施工者に対する石綿含有建材の使用状況に係る事前の調査の義務付け、③都道府県等による立入検査の対象範囲の拡大等、石綿の飛散防止対策が強化された。

2 平成 25 年の改正以降の主な課題

- ・平成 25 年の大防法改正により石綿飛散防止が強化されたが、当該改正に向けた「石綿の飛散防止対策の更なる強化について（中間答申）」（平成 25 年 2 月中央環境審議会）及び大気濃度調査に係る技術的事項についての当該答申後の検討結果をとりまとめた「建築物の解体等現場における大気中の石綿測定方法及

び評価方法について」（平成 25 年 10 月アスベスト大気濃度調査検討会）においては、引き続き検討が必要な課題も示されている。

- ・ また、総務省が建築物の解体時等における飛散・ばく露防止対策の実施状況、災害時における飛散・ばく露防止対策の体制の整備状況、建築物等における石綿含有建材の使用実態の把握状況等を調査した結果を踏まえた、「アスベスト対策に関する行政評価・監視－飛散・ばく露防止対策を中心として－結果に基づく勧告」（平成 28 年 5 月総務省）においても課題が指摘されている。
- ・ これらのうち、今後対応が必要な主な事項は以下のとおりである。

（1）中央環境審議会において引き続き検討課題とされた事項

①特定建築材料以外の石綿含有建材の除去等の際の石綿飛散防止対策

- ・ 特定建築材料以外の石綿含有建材を使用した建築物等の解体等工事で石綿が飛散する状況について、調査事例の収集等によりその実態を明らかにし、検証した上で必要な措置を検討すること。
- ・ その際、大防法の届出義務の対象とする場合には、こうした建築物等は件数が極めて多数に上ることから、都道府県等による対応の可能性と一般環境に対する石綿の飛散のリスク、石綿則に基づく事前調査の結果等の活用の可能性等を考慮して、検討すること。

②事前調査の信頼性の確保

- ・ 我が国の現状を踏まえ、適正な事前調査を行う知識・技能を有する人材等の育成等に加え、適正な調査の実施を確保する方法の必要性を検討すること。

③石綿除去後の完了検査について

- ・ 石綿除去後の完了検査の第三者（自治体又は民間機関）による実施は将来の課題とした上で、作業場内の石綿の飛散がなくなったことや特定建築材料の取り残しがないこと等の除去作業完了後の確認事項のチェックを正確に行うことについて、作業基準に規定することや立入検査時の指導項目として報告を求める対象とすることも視野に、施工業者が適正に除去作業や飛散防止対策を実施する仕組みを検討すること。

④大気濃度測定の義務付け

- ・ 敷地境界等における大気濃度測定は基本とすべきものであるが、現時点においては、測定箇所を選定、分析方法等の課題を引き続き検討し、技術的課題を克服して有効な手法を確立する必要がある。
- ・ まずは、集じん・排気装置の排気口等からの漏洩監視を徹底させることが重要であり、敷地境界等における大気濃度測定については、現場

での調査、測定等の実績を積み、平成 25 年の改正の施行状況も踏まえ検討を進めること。

(2) 総務省勧告により指摘された事項

①大防法の規制対象外の石綿含有建材の適切な処理の推進

- ・ 大防法の規制対象外の石綿含有建材についても、破碎や切断した場合は石綿が飛散するおそれがあり、建築物等の解体工事を施工する事業者による湿潤化不足等により飛散・ばく露の可能性あることから、これらの処理実態を把握し、法律上の取扱いを含め所要の措置を講ずること。

②事前調査の適正な実施の確保

- ・ 建築物等の解体工事を施工する事業者が事前調査で石綿含有建材を見落とす等により、適切な飛散・ばく露防止措置を講じず解体等工事を実施していた事例があったことから、調査が不十分な事案について情報収集の仕組みを整備し、適時に注意喚起を行う等、調査の適正な実施を確保すること。
- ・ こうした課題も踏まえ、平成 30 年 8 月に環境大臣より中央環境審議会に対して「今後の石綿飛散防止の在り方」について諮問され、この検討を行うため、大気・騒音振動部会に「石綿飛散防止小委員会」が設置された。同小委員会において、課題への対応を含め、今後の石綿飛散防止について検討を行っているもの。

II 総論

- ・平成 25 年の中央環境審議会による中間答申において引き続き検討とされた課題や実態調査（実地検査及び文献調査）等により平成 25 年の改正後に新たに明らかになってきた課題を踏まえ、一層の石綿飛散防止対策の強化を進めるべきである。
- ・特定建築材料以外の石綿含有建材については、平成 25 年の中間答申や平成 28 年の総務省勧告において、除去等作業時に飛散の可能性があるとの指摘があり、その扱いは重要な課題である。「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」（2014.6 環境省水・大気環境局大気環境課。以下「マニュアル」という。）や環境省の通知において石綿飛散防止対策の実施について普及が行われてきているが、環境省の実態調査等において作業現場近傍で石綿の飛散が確認され、また、現在マニュアルで示されている飛散防止措置が十分に講じられていない事例も確認されている。そのため、マニュアルや通知に基づく指導では不十分であり、特定建築材料以外の石綿含有建材に係る飛散防止を制度化すべきである。具体的な制度については、石綿の飛散性や、これら建材に係る解体等工事の件数が多数に上ると推定されることを踏まえて検討する必要がある。
- ・また、平成 25 年の改正において義務付けられた事前調査の実施について、中間答申では、適正な調査の実施を確保する方法の必要性に係る検討が提起されているところ、平成 28 年の総務省勧告や環境省の調査においては、事前調査が適正に行われていない事例が確認されている。事前調査は、解体等工事の際に適切な飛散防止対策を講じるための前提であり、その信頼性の確保は不可欠である。そのための方策として、調査方法の法定化、必要な知識を有する者の活用等について、以下の各論で整理することとする。
- ・さらに、平成 25 年改正において、発注者責任の明確化のため、特定粉じん排出等作業の実施の届出主体が受注者から発注者に変更された結果、無届けでの解体等について、その要因が発注者にあるのか不適正な調査を行った受注者にあるのか判断しづらいという課題が生じている。そのため、上記方策により適正な調査を確保するとともに、事実関係を確認できる仕組みを整備することが必要である。
- ・その他、平成 25 年の中間答申での指摘も踏まえて除去等作業の後の確認の制度を設ける等、大防法上の飛散防止措置の実施を担保する方法を検討するとともに、関係法令との連携、建築物等の通常使用時における石綿使用状況の把握等も進めるべきである。また、今般の制度見直しを含め、石綿の飛散防止対策について、更なる普及啓発も必要となる。

Ⅲ 各論

1 特定建築材料以外の石綿含有建材の除去等作業の際の石綿飛散防止

(1) 大防法への位置付け

【現状】

- ・ 現行法において、建築物等の解体・改造・補修の工事にあたっては、当該工事の受注者（他の者から請け負った解体等工事の受注者（以下「下請事業者」という。）を除く。以下同じ。）が事前調査を実施し、調査結果を発注者に説明すること、当該工事が特定工事に該当する場合は、発注者が特定粉じん排出等作業開始の14日前までに都道府県等に作業方法等に係る届出（以下単に「届出」という。）を行うことが義務付けられている。また、自主施工者にも事前調査の実施及び特定工事に該当する場合の届出の義務がある。さらに、特定工事の施工者は、特定粉じん排出等作業に係る作業基準を遵守しなければならない。
- ・ 特定建築材料以外の石綿含有建材については、特定建築材料に比べ、除去等作業における石綿の飛散が相対的に少ないと考えられることを踏まえ、大防法の規制の枠組みには入っていない。しかしながら、除去等作業時の取扱いが不適切な場合、石綿が飛散する可能性があるとの指摘があり、平成25年の中間答申においては、飛散の実態を明らかにし検証した上で必要な措置を検討することとされた。また、平成28年の総務省勧告においても指摘があり、環境省が実態調査を進めるとともに、マニュアルや通知において除去等作業の際の飛散防止対策が示され、周知が行われてきた。
- ・ 実態調査の結果、特定建築材料以外の石綿含有建材の除去等作業現場近傍で石綿の飛散が確認され、特定建築材料以外の石綿含有建材の除去等作業においても、適切な飛散防止措置が行われない場合には、作業現場周辺の大気中に石綿が飛散するおそれがあることが明らかになった。
- ・ また、都道府県等の立入検査等においては、特定建築材料以外の石綿含有建材の除去等作業の際に、養生、湿潤化等の飛散防止措置を実施せずに建材を破砕した等の不適切な事例が確認されている。こうした事例の主な発生原因としては、マニュアルや通知で求められている措置に関する施工者の知識不足や、発注者、受注者、下請事業者等の間の情報伝達の不備が挙げられているが、マニュアルや通知に基づく指導では強制力に一定の限界があり、条例で規制を行っている都道府県等もある。

【方向性】

- ・ 特定建築材料以外の石綿含有建材が使用された建築物等の解体等工事についても、適切な石綿の飛散防止措置を確保する必要がある、建材の種類、除去工法及び工事の規模にかかわらず、基本的に全ての工事を大防法上の特定建築材料に係る規制の枠組みの対象とするべき。

- ・ ただし、届出については、一部の自治体では規模要件等を置いた特定建築材料以外の石綿含有建材の除去等作業の事前届出制度が条例等により設けられていることも踏まえ、適切な作業を確保する観点からは対象とするのが望ましいものの、以下の状況に鑑み、大防法における全国一律の制度とすることまでは要しないと考えられる。そのため、現場での石綿の飛散防止を図る観点から、都道府県等による立入検査等の際に確認できるよう、作業開始前に、施工者が作業の方法や作業時の石綿の飛散防止措置等を含む作業計画を策定することとすべきである。
- ・ また、立入検査等のためには解体等工事の現場を把握する必要があるところ、この点については、後述のとおり、一定の規模等の要件を満たす解体等工事に係る事前調査の結果について、石綿の有無にかかわらず都道府県等に報告する仕組みの創設が有効であると考えられる。この仕組みの活用により、関係者の負担を抑えつつ、特定建築材料以外の石綿含有建材の除去等作業を伴う解体等工事を一層把握し、効率的に現場指導を行うことが可能となる。
 - ✓ 平成 29 年度の大防法における特定粉じん排出等作業実施件数は全国で 16,334 件であり、条例に基づき特定建築材料以外の石綿含有建材の除去等作業の届出を義務付けている例では、特定建築材料以外の石綿含有建材の除去等作業の数は、当該条例における対象建築物等の条件により特定粉じん排出等作業の約 5 倍～20 倍であったところ、全国的にも同程度の規制対象の増加が想定される。
 - ✓ 上記の件数を踏まえれば、地域の実情によっては、各自治体が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づく届出等の情報をもとに対象を選定して効率的な立入検査を実施する等により、実際に不適切な作業が行われていないかどうか確認することが効果的である場合も考えられる。
 - ✓ また、特定建築材料以外の石綿含有建材の除去等作業については、原形のまま取り外すこと、湿潤化、養生等の措置を適切に実施することにより、粉じんの飛散を抑えられることがデータ等から確認されているところ、特定建築材料の除去等作業ほどの専門的な機器等を使用する作業は要しないと考えられ、これらの措置に係る計画について、都道府県等が事前に確認し、必要に応じて計画変更命令を行うべき場面は少ないと考えられる。

（２）作業基準

i) 石綿含有成形板等

【現状】

- ・ マニュアルや通知において、除去等作業の際の飛散防止措置として、湿潤化や手作業による除去が示されている。
- ・ 環境省の実態調査の結果、石綿含有成形板等を原形のまま取り外した場合、破砕した場合と比較して大幅に繊維の飛散を抑えられることが確認された。
- ・ また、環境省が実施した破砕実験の結果から、石綿含有成形板等を湿潤化することにより、飛散する繊維をより低い水準に抑えられることが確認された。なお、石綿含有けい酸カルシウム板第1種については、繊維の飛散性は、湿潤化により抑えられるものの、その他の石綿含有成形板等よりも高い水準であった。
- ・ さらに、環境省が実施した石綿含有成形板の除去現場における実地調査の結果から、養生により、養生の外側に飛散する繊維を抑えられることが確認できた。養生の内側で最も繊維及び石綿が飛散していた、石綿含有けい酸カルシウム板第1種の除去作業事例においても、養生の外側においては十分にこれらの飛散が抑えられていることが確認できた。

【方向性】

- ・ 石綿含有成形板等の除去について、湿潤化等を行いつつ、建材を原形のまま取り外すことを原則とすべき。
- ・ 接着剤で強力に建材が接着している場合等、原形のまま取り外すことが困難な場合には、建材の種類や除去工法等に応じて十分に飛散が防止されるよう、作業基準として、養生、湿潤化等の飛散防止措置を検討し定めるべき。
- ・ 石綿含有成形板等の中でも、湿潤化した上で破砕した際の繊維の飛散性が、特定建築材料よりは低いものの、他の石綿含有成形板等より比較的高かった建材（石綿含有けい酸カルシウム板第1種）については、より効果的な養生、湿潤化等の措置を求めることが考えられる。

ii) 石綿含有仕上塗材

【現状】

- ・ 建築物の内外装仕上に幅広く用いられている仕上塗材には、昭和40年頃～平成11年頃には石綿が添加されたものがあり、昭和50年頃から吹付け工法に加えてローラー塗りも行われるようになった。この仕上塗材は、断熱材、耐火被覆材等の用途で用いられている吹付け石綿とは異なるものである。
- ・ 吹付け工法により施工された石綿含有仕上塗材は、大防法上の「吹付け石綿」に該当するとし、規制対象とされている。一方で、ローラー塗り等により施工された石綿含有仕上塗材は規制対象とされていないが、適切な飛散防止措置の実施について、「石綿含有仕上塗材の除去等作業における石綿飛散

防止対策について」（平成 29 年 5 月 30 日環境省水・大気環境局大気環境課長通知）により周知している。

- ・ 石綿含有仕上塗材の除去時の石綿の飛散性については、作業現場における実態調査及び実験において、除去工法によっては高い繊維の飛散性を示す事例があったが、吹付け工法、ローラー塗り等の施工方法にかかわらず、剥離剤の使用や集じん装置付高圧水洗工法等の除去工法により石綿繊維の飛散が抑制できることが確認できた例もある。

【方向性】

- ・ 石綿含有仕上塗材については、塗材の施工方法にかかわらず大防法の規制対象とすべきであり、他の石綿含有建材とは別に、石綿含有仕上塗材に特化した作業基準を検討し定めるべき。
- ・ ただし、石綿含有仕上塗材のうち、その性質が「吹付け石綿」に類似している石綿含有吹付けパーライト、石綿含有吹付けバーミキュライト（ひる石）等については、引き続き「吹付け石綿」として扱うことが適当と考えられる。

2 事前調査の信頼性の確保

（1）事前調査の方法等

【現状】

- ・ 現行法令上は事前調査の方法が規定されておらず、マニュアルにおいて示されている。また、石綿の使用が禁止された平成 18 年 9 月 1 日以降に着工した建築物等については、事前調査の対象外とされている。
- ・ 都道府県等による立入検査等において、設計図書の確認不足の例や発注者からの聴き取りだけで判断した例等、事前調査が不適切であったことにより特定建築材料が見落とされ、解体等工事が開始された事例が確認されている。
- ・ 解体等工事に伴う石綿の飛散を防止するためには、工事の対象となる建築物等における石綿含有建材の使用状況の適切な把握が前提であるところ、適切な事前調査の実施は重要な役割を担うものであるが、マニュアルに基づく指導では強制力に限界がある。

【方向性】

- ・ 事前調査の義務付けの範囲・内容を明確化し、適切な事前調査が行われていない場合の行政の指導を強化するため、事前調査の方法について、①書面調査及び現地調査を行うこと、②①の調査では石綿含有の有無が判断できない場合は分析による調査を行うこと又は石綿含有とみなすこととする等を法令上に位置付けるべき。その際、建築物等の構造上、解体等工事着手前には確

認ができない箇所があった場合は、着手後に当該箇所の確認が可能となった段階で事前調査の実施が必要である点に留意が必要。

- ・ 石綿の使用が禁止された平成 18 年 9 月 1 日以降に着工した建築物等についても、着工年月日を書面等で確認する必要があることから、事前調査の対象とし、書面調査を行うこととすべき。
- ・ なお、事前調査の適切な実施を徹底するため、解体等工事の受注者に対し、事前調査の方法や留意事項について十分に周知すべき。また、発注者に対して、事前調査に要する費用の適正負担や工期の確保、設計図面、過去の石綿含有建材の調査結果等の資料の提供等の必要な措置の実施について周知することも重要である。

(2) 一定の知見を有する者による事前調査の実施

【現状】

- ・ 事前調査において、煙突に石綿が使用されている可能性があることを認識していない等、受注者等に石綿含有建材に関する基本的知識が不足していることが原因となって特定建築材料が見落とされた例も確認されている。平成 28 年の総務省勧告においても、設計図書の確認、外側からの目視では確認できない箇所に係る調査等、関係通知等において示された留意点が徹底されなかったことによる見落としが指摘されており、環境省は、都道府県等に対し、石綿に関する一定の知見を有し、的確な判断ができる者により事前調査が行われるよう周知することについて、「事前調査の不徹底により石綿含有建材が把握されずに建築物等の解体等工事が開始された事案等について」（平成 29 年 11 月 20 日環境省水・大気環境局大気環境課長）により通知を行った。
- ・ 建築物の通常使用時における石綿含有建材の調査や、大防法及び労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「安衛法」という。）に基づく石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）の規定により建築物の解体等工事の前に行われる石綿含有建材の調査のために必要な知識を含む総合的な専門知識を有する者について、厚生労働省、国土交通省及び環境省の三省が連携して育成していくための仕組みとして、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成 30 年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第 1 号）があり、平成 30 年度末までに 1,275 名が講習を修了している。

【方向性】

- ・ 事前調査における石綿含有建材の見落としを防ぐため、解体等工事の施工者は、石綿に関する一定の知見を有し、的確な判断ができる者に事前調査を行わせるべきであり、例えば、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程に定め

る特定建築物石綿含有建材調査者及び建築物石綿含有建材調査者（以下「特定建築物石綿含有建材調査者等」という。）の活用が考えられる。

- ・ただし、石綿含有建材が使用されている可能性がある建築物の数は膨大である一方で、一定の知見を有する者の人数がいまだ少ない。このため、こうした者の育成に努めるとともに、飛散性の高い石綿含有建材が使用されている可能性が高い建築物の調査に特にこれらの者を活用すべきである。
- ・なお、厚生労働省においても、石綿則に基づく事前調査において、石綿に関する一定の知見を有する者の活用の検討が進められている。大防法と安衛法（石綿則）では法目的が異なるものの技術的には共通する部分も多いこと、また、施工者の負担軽減の観点から、一定の知見を有する者の活用の仕組みは石綿則に係る検討を踏まえたものとするべき。
- ・また、調査の実施者は第三者とすべきとの指摘があるが、上述のとおり多数の調査対象が想定される中、現時点ではそのような体制の整備は難しいことから、一定の知見を有する者の育成の状況等を踏まえつつ、将来的に知見を有する第三者による調査について検討することが考えられる。
- ・工作物については、事前調査に必要な知識が建築物と異なる場合があるか否かについて引き続き検討しつつ、必要に応じて人材育成方策を検討する必要がある。

（3）事前調査の結果の記録等

【現状】

- ・現行法では、施工者は、建築物等への特定建築材料の使用状況について事前調査を実施し、受注者は、発注者に対し、調査結果について書面を交付して説明することとされているが、当該書面の保存の義務はない。また、説明を受けた発注者は、都道府県等に届出を行うこととされており、無届け等の当該義務の違反の場合には、発注者に対する罰則が適用される。
- ・受注者による発注者への説明に係る記録等の保存義務がないため、発注者による届出がない場合に、発注者自身に無届けの要因があるのか、受注者が事前調査又はその結果の発注者への説明を怠ったのか判断しづらく、届出義務違反について発注者に罰則を適用することが難しい場合がある。
- ・また、施工者に対し、解体等工事を施工するときは、事前調査の結果を公衆に見やすいように掲示することが義務付けられているところ、事前調査の結果は石綿含有建材の有無に係る重要な情報であり、解体等工事に携わる業者間での情報共有や周辺住民等からの問い合わせへの対応に当該情報をより活用できるようにする必要がある。

【方向性】

- ・ 都道府県等が立入検査等により、適切に事前調査及び発注者への調査結果の説明が行われたか確認し、届出がないままに特定工事が実施された場合に発注者と受注者のいずれに要因があるのか事実関係を明確化できるよう、受注者に対し、発注者への事前調査の結果の説明に係る記録を一定の期間保存することを義務付ける必要がある。当該義務違反についての受注者への罰則も検討すべきである。
- ・ また、事前調査の結果は、受注者及び下請事業者の間での情報共有や周辺住民等への情報提供にも有効であることから、施工者は、工事期間中、解体等工事の現場に調査結果の記録の写しを備え付けることとすべき。
- ・ さらに、解体等工事において適切な石綿飛散防止の措置が講じられるよう、受注者に対し、下請事業者に石綿含有建材の使用箇所を含めた調査結果を説明することを義務付け、情報共有を促進すべき。
- ・ 調査結果の概要を工事期間を通して掲示しなければならないことや、公衆に分かりやすく見やすいような掲示の内容等を明確にすべき。

(4) 事前調査の結果の都道府県等への報告

【現状】

- ・ 都道府県等が立入検査等により解体等工事の現場において石綿飛散防止の指導を行う上で、解体等工事の現場に係る情報の把握は不可欠。建設リサイクル法に基づく解体等の届出や労働基準監督機関に提出される石綿則に基づく除去作業の届出の共有により把握するほか、政令市では、騒音規制法（昭和43年法律第98号）や振動規制法（昭和51年法律第64号）に基づく届出も活用しつつ、現場の把握及び立入検査による指導を行っている。また、年2回、関係機関の連携により建設リサイクル法に係る全国一斉パトロールを実施し、解体等工事の現場における石綿飛散防止を指導している。
- ・ また、環境省としても、建設リサイクル法に関する全国一斉パトロールとの連携に係る通知、「大気汚染防止法第28条第2項に基づく資料の提出の要求等について（平成30年3月15日環境省水・大気環境局大気環境課長）」の通知等により、大防法の規定に基づき、他法令により把握された情報の活用の促進を図っている。
- ・ 他方で、各法律は、それぞれの法の目的に応じて、一定の状況に該当する解体等工事について届出等の対象としており、解体等工事が網羅的に把握されているわけではない。
- ・ 厚生労働省では、解体等工事の前に石綿の事前調査の実施状況及び事前調査結果に応じた石綿ばく露防止対策が実施されているかを確認することができるよう、一定の規模等の要件を満たす解体等工事について、解体等の作業を行う事業者が、石綿の有無にかかわらず、事前調査結果の概要（建材の種

類、石綿含有の有無、作業時の措置等)を電子届出等により労働基準監督署に提出する制度の創設を検討している。

【方向性】

- ・ 石綿が飛散するおそれのある解体等工事の現場について、都道府県等が幅広く把握できるよう、一定の規模等の要件を満たす解体等工事に係る事前調査の結果の概要について、施工者が都道府県等に報告を行うことを義務付けることが考えられる。この点、施工者や都道府県等の負担軽減等の観点も考慮し、厚生労働省における電子届出に係る検討を踏まえた仕組みを検討するのが適当である。
- ・ 報告の対象とする工事の要件については、特定建築材料以外の石綿含有建材の除去等作業の数が特定粉じん排出等作業の約5倍～20倍になると推計されること等に鑑み、厚生労働省における検討状況等も踏まえつつ検討すべきである。
- ・ 解体等工事の現場を幅広く把握し、届出漏れを防止する等、都道府県等が大防法に基づく規制を円滑に実施するため、引き続き、他法令に基づき把握された情報の活用も推進していくべき。

3 石綿含有建材の除去等作業が適切に行われたことの確認

(1) 作業終了時等の確認等

【現状】

- ・ 現行法では、特定粉じん排出等作業について、当該作業を伴う解体等工事の発注者が都道府県等に作業方法等に係る届出を行うことが義務付けられており、作業開始前に都道府県等が確認しているが、実際に計画どおりに飛散防止措置が講じられない場合や作業後に取り残しがあった場合には、石綿が飛散するおそれがある。
- ・ 作業基準において、特定建築材料の除去作業の後に隔離又は養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに、作業場内の特定粉じんを処理することとされているが、特定建築材料の取り残しがないこと等の作業後の確認に係る規定はなく、平成25年の中間答申においては、作業基準に規定すること等を視野に、解体等工事の施工者が適正に除去作業や飛散防止対策を実施する仕組みを検討することが適当とされていたところ。
- ・ マニュアルにおいては作業後の確認や清掃等の措置についても示されているが、都道府県等が実施する作業終了時の立入検査等では、特定建築材料の取り残しや清掃が不十分といった事例が確認されており、強制力のないマニュアルに基づく指導では不適切な事案への対処に一定の限界がある。

【方向性】

- ・ 石綿含有建材の除去等作業について、計画どおり適切な飛散防止措置がとられていたこと及び作業終了後に石綿の取り残しがないこと（封じ込め又は囲い込みを行う場合には適切な措置がとられていること）を確認することを作業基準に位置付けるべき。
- ・ 確認の実施者を第三者とすべきとの指摘があるが、石綿含有建材の除去等作業が相当程度多数行われていると想定されることを踏まえれば、現時点ではそのような確認の体制の整備は難しいことから、解体等工事の施工者が確認を行うこととし、今回の制度見直しの運用の状況も踏まえつつ、将来的に第三者による確認を行う方向性について検討することが考えられる。
- ・ また、石綿含有建材の取り残しを防止するためには、一定の知見を有する者が確認することが望ましく、事前調査を実施させる者と同等の知見を有する者を施工者等が活用すべき。ただし、特定建築材料以外の石綿含有建材の除去等作業の数が特定粉じん排出等作業の約5倍～20倍になると推計される一方で一定の知見を有する者の人数がいまだ少ないことから、これらの者の育成に努めるとともに、飛散性の高い石綿含有建材が使用されている可能性が高い建築物についての確認に特にこれらの者を活用すべきである。
- ・ 隔離した空間において特定建築材料の除去作業を行った場合は、石綿の飛散を防ぐため、隔離を解く前に、集じん・排気装置の十分な稼働、清掃等を行い、作業場内からの石綿等の粉じんの飛散のおそれがないことを確認すべき。

（2）石綿含有建材の除去等作業の記録等

【現状】

- ・ 現行法令では、作業基準において、施工者に対し、隔離を行った場合について、集じん・排気装置の稼働状況の確認を実施した結果等を記録し、工事終了まで保存することが義務付けられているが、（1）の計画どおり適切な飛散防止措置がとられていたこと及び作業終了後に石綿の取り残しがないこと等の確認のためには、より幅広く記録が必要である。

【方向性】

- ・ 受注者、下請事業者及び自主施工者の作業基準遵守の意識を醸成し、適切な石綿飛散防止措置の実施を促す観点から、実際に除去等作業を行う者が法令に定める石綿含有建材の除去等作業及び石綿飛散防止措置に係る事項について記録を作成することとし、施工者が当該記録を工事終了後も一定期間保存することを義務付けるとともに、受注者は作業中にも除去等作業が計画どおりに行われていることを適宜確認すべき。都道府県等は、立入検査等の際

に、石綿含有建材の除去等作業が適切に終了したことを確認し、必要な場合に指導等を行うことができる。

- ・ 具体的な記録の内容としては、①石綿含有建材の除去等作業が適切な飛散防止措置の下に行われたこと、②石綿含有建材の取り残しがないこと（封じ込め又は囲い込みを行う場合には適切な措置がとられていること）、③特定粉じんの処理が適切になされたこと、④隔離・養生を解く際の措置が適切になされたことに関する情報が必要である。
- ・ なお、石綿含有建材の取り残しや特定粉じんの不適切な処理が確認された場合には、事後的にも必要な措置が講じられるべきであることは言うまでもない。

（３）作業終了後の報告

【現状】

- ・ 現行法では、特定粉じん排出等作業の発注者は、都道府県等に届出を行うこととされており、また、工事の請負契約に施工者の作業基準の遵守を妨げる条件を付さないよう配慮しなければならないこととされているが、作業結果の報告を受けることは大防法には位置付けられておらず、必ずしも自身が届出た作業が適切に終了したか確認できない。

【方向性】

- ・ 発注者が石綿含有建材の除去等作業が適切に行われたことを把握できるよう、受注者に対し、作業終了後、作業の結果について発注者に報告することを義務付けるべき。
- ・ また、受注者は、報告した旨の記録も（２）の記録と併せて一定期間保存することを義務付けることが考えられる。

4 特定粉じん排出等作業中の大気濃度の測定

〔第6回小委員会における議論の結果を踏まえて追記。〕

5 作業基準遵守の強化

【現状】

- ・ 現行法では、作業基準違反に対しては、都道府県等が作業基準適合命令等を発出し、これに従わなかった場合、罰則が適用される（都道府県等が告発する）こととなっており、この命令については、特定粉じん排出等作業が比較的長期間行われる場合や、同一の施工者等が特定粉じん排出等作業に反復継

続して携わる場合には、将来の作業基準違反が未然に防止されうる等、一定の抑止効果が期待できる。

- ・ 他方、特定粉じん排出等作業が短期間で終了する場合、都道府県等が作業基準違反を把握する前に作業が終了又は大方終了していることもあり、命令発出の時機が得られない場合がある。平成 25 年の改正後の命令違反の告発件数は 0 件で推移しており、これはその一因と考えられる。
- ・ また、例えば改造・補修工事の場合等、石綿含有建材の除去等作業に携わる機会の少ない施工者等による作業基準違反も想定され、命令による作業基準違反の未然防止の効果は限定的であると考えられる。
- ・ なお、大防法の作業基準違反に相当する、例えば作業場所の隔離等の石綿則違反の内容については、安衛法により直接の罰則規定が設けられており、労働基準監督機関において、年に数件程度の送検を行っている。

【方向性】

- ・ 作業基準違反の内容を踏まえ、作業基準適合命令等のより積極的な活用によって違反の未然防止に取り組むとともに、短期間で終了する作業についても作業基準の遵守を担保する観点から、石綿則の例も参考に、立法技術上の課題等も踏まえつつ、作業基準違反への直接罰の創設も検討すべき。
- ・ また、実際には下請事業者が除去等作業を行っている場合があることを踏まえ、作業基準の遵守義務を施工者だけでなく下請事業者にも適用し、作業基準遵守の徹底を図るべき。

6 その他

(1) 大防法と安衛法（石綿則）の連携

【現状】

- ・ 大防法及び安衛法（石綿則）では、法目的は異なるものの技術的には共通する部分も多く、建築物等の解体等工事に伴う石綿飛散防止対策として、実質的に多くの点で類似する規制が設けられている。
- ・ 例えば作業場所の隔離等の石綿則違反がある場合については、大防法に基づく特定粉じん排出等作業に係る作業基準違反にも相当する。解体等工事の現場が数多く存在する中で、限られた行政リソースにより効率的に不適正事案を確知し、また未然防止するためには、連携は必須である。

【方向性】

- ・ 解体等工事に携わる事業者の規制内容に係る理解の促進及び法令遵守の徹底、行政の監視・指導の強化等の観点から、建築物等の解体等工事の各プロセスに対する規制に関し、石綿則との連携を強化し、一体として解体等工事の現場での法令遵守を求めていくべきである。

- ・ 具体的に以下の連携が考えられる。
 - ✓ 大防法及び石綿則の一体的な遵守の観点から、マニュアル類の一本化を進める。
 - ✓ 都道府県等への事前調査の結果の報告について、電子システムによるコネクテッド・ワンストップ化する等の連携を検討する。
 - ✓ 大防法の法目的に照らして、解体等工場の現場の周辺住民等に対して、リスクコミュニケーションの観点から事前調査の結果についての工事期間中の掲示がより分かりやすくなるよう徹底する中で、石綿則に基づく掲示との整合性も図っていく。

(2) 事前調査の知識を有する者の育成・施工技術の確保

【現状】

- ・ 建築物の通常使用時における石綿含有建材の調査や、大防法や石綿則に基づく建築物の解体等工事前の石綿含有建材の調査を行う者について、厚生労働省、国土交通省及び環境省の三省が連携して育成していくための仕組みとして、建築物石綿含有建材調査者講習登録制度がある。
- ・ 石綿則において、石綿等の除去等の作業時に石綿作業主任者技能講習を修了した石綿作業主任者を選任することや、作業従事者への特別教育等について規定されている等、関係法令において作業の質を担保するための制度が設けられている。

【方向性】

- ・ 事前調査の知識を有する者の育成について、環境省は、十分な人数が確保できるよう、引き続き厚生労働省及び国土交通省と連携して取り組むべき。
- ・ 石綿の除去等作業がより適切に実施されるよう、環境省は関係省庁、都道府県等及び業界団体等と連携して、事業者に対する石綿の飛散防止対策の啓発に取り組んでいくべきである。

(3) 建築物等の通常使用時における石綿使用状況の把握

【現状】

- ・ 災害発生時に石綿飛散・ばく露防止に係る応急対応を迅速に実施するため、環境省では、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」を策定して都道府県等に周知し、平常時における石綿含有建材が使用された建築物等の把握や災害時に発生した石綿含有廃棄物等の処理について、地域防災計画や災害廃棄物処理計画等に定めておくことが望ましいとしている。
- ・ また、国土交通省では、吹付け石綿等が使用されている可能性のある建築物についての調査により把握した情報をアスベスト調査台帳として整備する取組が進められており、この情報も活用できる。

【方向性】

- ・ 災害時における大気中への石綿飛散防止の観点から、建築物等の所有者等が、通常使用時において、建築物等に使用されている石綿含有建材の把握に努めることを大防法上の責務として位置付けるべきである。建築物等の所有者等に対する啓発も進めていく必要があると考えられる。
- ・ 都道府県等に対しては、平常時からの建築物等における石綿使用状況に係る情報収集・整理や、災害時に発生した石綿含有廃棄物等の処理について、地域防災計画や災害廃棄物処理計画等に位置付けるよう、引き続き促していくべき。

(4) 現場での指導強化等

【現状】

- ・ 都道府県等が、建設リサイクル法に係る全国一斉パトロール等により関係機関と連携し、建築物の解体等工事の現場における石綿の飛散防止等、大防法の遵守状況の確認及び必要な指導等を行っている。

【方向性】

- ・ 建設リサイクル法に係る全国一斉パトロールにおける関係機関との連携等、解体等工事の現場等への指導等に係る関係行政機関間の連携については、大防法の遵守を徹底していく観点で有効であり、引き続き積極的に推進していくべきである。
- ・ 石綿則との関係については、作業基準違反等の不適正事案の多くが大防法違反であると同時に石綿則違反であると考えられることを踏まえ、情報交換等にとどまらず、不適正事案等への対応を含め、都道府県等の大防法担当部局と労働基準監督機関で引き続き連携していくべき。
- ・ また、国として都道府県等による現場における指導等の技術的支援を行うべき。

(5) 普及啓発の取組

【現状】

- ・ 特定建築材料以外の石綿含有建材を大防法の規制対象にすることにより、建築物等の解体等工事の発注者、受注者等の関係者が多岐に渡ることとなるため、それぞれの役割に応じた適切な普及啓発が必要。

【方向性】

- ・ 厚生労働省、国土交通省及び環境省が連携し、建築物等の所有者等に対して、分かりやすいリーフレット等を作成して建築物のライフサイクルにわたる石綿の除去や飛散防止対策の必要性を周知するとともに、通常使用時から

石綿の有無等の把握を促すことが必要。その際、上述の災害時における大気中への石綿飛散防止の観点について啓発を進めることも重要である。

- ・ また、建築物等の所有者等に対しては、特に建築物等の解体等工事における石綿の除去や飛散防止対策に関する法制度や対策の重要性、また、施工方法、工期、工事費等の面で適切な飛散防止対策の確保のために負うべき責任について、様々な機会を捉えて周知徹底することも必要である。
- ・ 環境省において、都道府県等の担当者及び解体等工事を実施する事業者を対象とする講習会・説明会を開催することにより、解体等工事の現場における石綿飛散防止の徹底を図るとともに、関係省庁における建築物等の建築・解体に係る講習会・説明会及び関係法令における手続き等の機会を捉え、連携して普及啓発に努めるべき。
- ・ このほか、解体等工事に携わる数多くの事業者に幅広く石綿飛散防止の徹底を求めるため、建築物等の建築・解体に係る業界団体と連携し、各団体に所属するこれらの者に対する講習会等の機会を捉え、普及啓発に努めるべき。

IV 今後の課題

- ・ 政府は、本小委員会におけるとりまとめを踏まえ、速やかに法制度の整備を含む具体的な取組に着手することを期待する。
- ・ 特定建築材料以外の石綿含有建材に係る作業基準、事前調査の方法、除去等作業終了時の確認方法、作業に係る記録事項を含め、各論で方向性を示した事項のそれぞれに係る技術的事項については、今後更に検討の上、明確化する必要がある。